

法人自己破産費用説明書

あおば横浜法律事務所

会社破産にかかる費用としては、次の3つがあります。

- ① 申立代理人の弁護士費用
- ② 裁判費用等の実費
- ③ 管財予納金

会社が事業資金などを借り入れるにあたっては、代表者が保証していますから、会社が破産状態にあるということは、代表者も債務超過の状況に陥っていることが多く、会社と一緒に代表者等の関係者も破産の申し立てをすることがほとんどです。

当事務所では、独自のシステムにより、業務を効率化し、これまでの経験を生かして、費用を可能な限り低額化しています。

また、会社の破産を考えている方に、安心して、ご依頼いただけるように、できる限り、弁護士費用等の金額を明確に表示しています。

当事務所の会社破産に関する費用（税込）は、概ね下記の通りとなります。

	会社に関する費用	代表者等個人に関する費用
法律相談	無料（初回、2回目以降30分5,500円）	
申立代人の弁護士費用	550,000円～	440,000円 /1人
裁判費用等の実費	50,000円	40,000円
管財予納金	200,000円～	

*会社の弁護士費用が550,000円、管財予納金200,000円となるケースは、すでに廃業していて、従業員に対する未払い賃金がなく、事務所・店舗等の明渡しが済んでいるなど、申立までの準備の負担が少なく、管財業務も限定されている場合となります。

営業中の会社については、従業員数、従業員に対する未払い賃金の有無、事務所等の明渡しが済んでいるか否かなど、それぞれの事情に応じて、費用を算出させていただくこととなりますが、債務総額と債権者数の相関関係における弁護士費用の目安としては、下記のとおりとなります。

債権者数\債務総額	～5000万円	～1億円	～2億円	～3億円
1～9件	500,000円	600,000円	800,000円	1,100,000円
10～19件	700,000円	800,000円	1,000,000円	1,300,000円
20～29件	900,000円	1,000,000円	1,200,000円	1,500,000円
30～49件	1,200,000円	1,300,000円	1,500,000円	1,800,000円
50件以上	1,500,000円	1,600,000円	1,800,000円	2,100,000円

(いずれも、税別)

このほか、以下のような事情がある場合には、弁護士費用を加算させていただきます。

事務所等の明渡し完了していない場合		1カ所あたり	100,000円～300,000円
従業員に対する対応が必要な場合	従業員	10名以下	100,000円
		11名～20名	200,000円
		21名～	300,000円～
仕掛かり中の仕事がある場合			100,000円～300,000円
売掛金の回収等資産の換価・回収がある場合			100,000円～500,000円